#### ないえちょう 奈井江町おもいやりの障がい福祉条例制定の背景等

#### はじめに・・・

平成25年3月定例議会において、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」 を制定しました。

この条例は、障がい施設関係者、障がい当事者、障がい当事者家族、 障がい当事者家族、 障がい当事者家族、 防工会、JA 職員、学校関係者、保健師、地域の代表者など18名の委員で構成された、「奈井江町 障がい者地域自立支援協議会」で7回の協議検討を経て、つくりあげました。

とようれいせいてい はいけい がいよう 条例制定の背景や概要については以下のとおりです。

#### 《1.福祉と健康のまち》

奈井江町は、「おもいやり明日へ」をまちづくりのテーマとし、急速に進展する超少子・高齢化社会に対応するため、保健・医療・福祉のまちづくりを積極的に進め、平成6年・開町50年を契機に「健康と福祉のまち」を宣言しました。
町では、少子・高齢者福祉を長期的展望に立ち展開するため、国外の福祉
先進国に学ぶべきと考え、当時の厚生省に依頼し、平成6年にフィンランド
共和国・ハウスヤルビ町を紹介されました。

一過性に終わりがちな国際交流に「福祉」というまちづくりの報幹的なテーマを持たせることによって、首に見える形での交流が進み、翌年には、異例の 遠さで友好都市の締結をしたところで、今でも交流が続けられています。

ここで学んだことが、後の特別養護老人ホーム建設や、自治体間協力による、全国初の介護保険の広域化に繋がっています。

#### 2. 障がいのある人も平等で人権もある

この 10年間で約22%増加しており、今後、高齢化や社会変化等により
動に
で約22%増加するものとが考えられます。

動は、従前から障がいのある人もない人も住み慣れたまちで共に安全で 一覧は、従前から障がいのある人もない人も住み慣れたまちで共に安全で 一覧であると考えていました。

奈井江町には、障がいのある人を受入れる施設として、「北海道拓明公社」、「障がい者支援施設ないえ」などの社会福祉法人施設やグループホーム・ケアホームがあり、地域に開かれ、谐が安心して暮らせるよう、施設職員の方々が日々努力されてます。

しかしながら、町民の理解は深まりつつあるものの、依然として障がいのある人や、障がい者施設に対する偏見や差別、不利な扱いがあるのも事実で、社会参加の妨げとなっています。

#### 3 . ハウスヤルビ町 で感じたこと

友好都市・フインランド共和国・ハウスヤルビ町で学び、フィンランドの福祉の基本・根底には「一人ひとりの尊厳を大切にする」こと、「平等の上に福祉が成り立っている」との考えがあります。

子どもであっても、高齢者や障がいのある人であっても、正面から話をして、それぞれの人権をとても大切にし等っていること。

また、障がいのある人には「何ができないか」ではなく「何ができるか」を 「ながら支援する姿勢は、自立を促し、プライバシーを重視し、そして人権 を尊重する姿勢にあります。

#### 4. 障がいのある人と共に

町の大きな柱の一つに、子どもから高齢者、障がいのある人、全ての町管 は平等であることです。

(1)それぞれが地域における役割を担い、理解を深め協力すること。

- (2)障がいに対し区別することなく、人権を尊重し合うこと。
- (3)地域社会の対等な一員として、あらゆる分野の参加を目指すこと。

そのためには、障がいのある人の自立を促すことも大切と考えています。 しいっことは、社会や他人に頼らず生きることと考えがちですが、自己決定権を 持って、自分の出来ることをすることも自立です。

### 5.町民が目標とする条例の制定

町・町民がそれぞれの役割を果たすために、「障がいを持ったがの考え方や自指す方向はどこにあるのか」、「私たち町民は何をすればいいのか」、町民の自標となるものが必要です。

そのためには、ノーマライゼーション理念はもとより、 障 がいのある人も、「まちづくりのパートナー」として位置づける必要があります。

町では、平成17年に「まちの憲法」となる、「まちづくり自治基本条例」を制定し、人権尊重・住民自治・相互扶助などを基本理念に置き、共に安心して暮らしやすい、協働のまちづくりを定めています。

その中で、 障がいのある人が地域社会の一員としてまちづくりに参加する 機会を保障しています。

平等の上に福祉が成り立ち、障がいのある人を特別に扱うのではなく、 自立を保障している、福祉の先進国フィンランドの考え芳などを取り入れなが ら、町のスタンス、支援のイメージを崇す必要があります。

障がいに関わる施策、社会保障は全国一律の制度として法律で差めています。しかし、自治体が地域の実情を炭映し、谐が一体となり、まちづくりを進めるためには、情報の共有や参加が必要ですが、法律にはそのようなことは書いてありません。

地域の実情を反映し、地域にふさわしい、独自のルールや目標、目指す姿を定め、町民全体が参加するための共通した理念・意識が必要であり、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」を制定しました。

#### 6 . 条 例制定までの経緯

## しょう しゃ いきじりつしえんきょうぎかい **障がい者地域自立支援協議会**

条例を作るに当り、「北海道障がい者条例」、「国連の障がい者の権利に関する条約」の考え方などを参考とすると共に、障がい者の施策などを協議する「奈井江町障がい者地域自立支援協議会」で内容の検討をしました。

#### きょうぎかい かいさいじょうきょう 協議会の開催状況

にっ てい 日 程	gi) よう 内 容
平成24年8月1日	だい かいな い ぇ しょう しゃちいき じりっしえんきょうぎ かい 第1回奈井江 障 がい者地域自立支援協議会
平成24年9月11日	だい かいな い ぇ しょう しゃちいき じりっしえんきょうぎ かい 第2回奈井江 障 がい者地域自立支援協議会
平成24年10月29日	だい かいないえしょう 第3回奈井江障がい者地域自立支援協議会
平成24年11月7日	だい かいな い ぇ しょう しゃちいき じりっしえんきょうぎ かい 第4回奈井江 障 がい者地域自立支援協議会
平成24年11月20日	だい かいな い ぇ しょう しゃちいき じりっしえんきょうぎ かい 第5回奈井江 障 がい者地域自立支援協議会
平成24年12月13日	だい かいな いえしょう しゃちいきじりっしえんきょうぎかい 第6回奈井江 障 がい者地域自立支援協議会
平成25年2月19日	だい かいな い ぇ しょう しゃちいき じりっしえんきょうぎ かい 第7回奈井江 障 がい者地域自立支援協議会

### 7 . 条 例の基本理念

この条例は、町民共通の目標、基本的な考え方となるべき、理念を定めた条例です。

「平等と人権尊重」、「理解と権利擁護」、「協働と共生」、「自立と参加」の4点の基本理念を定めています。

障がいのある人もない人も共に、分け隔でなく、愛心して暮らしやすいまちづくりを進めようというものです。

## 障がいに対する理解

\*ょうぎかい 協議会において、障がいに対する理解が不足している、との意見が多く出さ

#### れました。

- 「障がい者にどのように接するべきか、理解してほしい」
- 「地域の方が普通に、平等に接することが必要だ」
- 「地域で交流・体験することが大切だ」、など、

障がいについて、驚が理解すること、相互に意見を出し合うことが重要であることが良く分かります。

## 

生活の場が地域の中にあり、共に生きるためには、差別や不利益、虐待があってはならず、人権を尊重することが重要です。

<sup>レょぅ</sup> 障がいのある人からは、こんな意見が出されました。

- 「道に迷ってウロウロしていたら、不審者と思われ警察に通報された」
- 「気持ち悪がられた」、「精神障がいと聞いただけで皆が引いてしまう、イメージが悪い」

これらのことは、 障 がいについて知らないことからの誤解や差別に繋がり、 ぎゃくたい 虐待についても見えづらい難 しさもあります。

をべっ ぎゃくたい ともかい ときかい 差別や虐待のない社会にするには、町民全体が共通の意識を持ち、人権の そんちょう けんりょうご すす 尊重、権利擁護を進めることがとても重要なことです。

「障がいに対する理解」と通じるものがありますが、施設を見学し体験することや、地域での交流を深めることによって、理解を進める大きな役割を果たすものと考えています。

#### <sup>しょう</sup> 障がいの範囲をどのようにするのか

この条例において、障がいをどのように定義するか、どのような範囲とするのか、この条例を生かしていくために、とても重要な意味を持ちます。

障がいの枠を法律のとおり決めては、今までと同じ状況であり、逆に範囲を広げると、必要な支援がどんどん広がります。

一つは、 手帳や診断書により判断し、支援の必要性で対象者を判断するもので、現行の法律にほぼ近い形です。

障がい当事者個人に関わるもので、法律や条例によって様々な支援を受けられる話りです。

<u>二つ首には、</u>町の実情を反映させること、社会参加やバリアフリーを考えるときなど間接的な支援として、様々な事情により、他の者と平等に社会参加することが妨げられる状態としています。

このように、支援の必要性や社会参加など、あらゆる視点から、幅広く捕ら えたことが、特徴的な考え方の一つと言えます。

このことは、国連の条約では、障がいの範囲は固定的観念ではなく、幅広く 程記していることにも繋がるものと考えています。

### 障がいのある人の責務と自立

もう一つの特徴として、「障がいのある人の責務・自立」を求めています。 このことは、障がいのある人も、対等なパートナーとして、自立と参加に努 めるとの考え方です。

自立とは、社会や他人に頼らず生きることではなく、自己決定権をもって生活すること、自分の考えで行動することを言います。

\*ਫ਼うぎがい 協議会において、「障がいのある人に責務は必要ないのではないか」

「プレッシャーにならないか」との意見がありましたが、「ハンディを持っている人自身も責任を持ってもらうこと、努力することが必要」、「責務があることで、 障がいのある人にとっても条例が身近になる」との意見がだされたところです。

「何が出来ないか」ではなく「何が出来るか」を探しながら、自立を促すこと、参加することで、地域との関係が生まれるものと考えています。

### を を を まう しゅうろう を を を れ と 就 労

障がい者自立支援法に基づき、施設内外で就労についていますが、平均賃金が安いのが現実です。

ハローワークを利用しても就職先が少なく、現実は非常に厳しい状況に あります。

北海道の施策と共に、町、事業者、関係団体などが連携して雇用の確保、 就労の支援、障がいのある人の事業所などの製品を、積極的に購入することなどが支援に繋がるものと考えています。

#### 今後の取組み

今後の取組みについては、障がいのある人にも分かりやすい広報やガイドブックの発行を予定しているほか、協議会委員の研修会開催なども計画しています。

今年度秋にオープン予定の「交流プラザ みなクル」では、子どもから高齢者、 で がいのある人が気軽に利用してもらうため、北翔大学と連携して、 障がい の日、高齢者の日などを設定するなど、様々な取組みを予定しています。

また、町の様々な施策を検討する「まちづくり町民委員会」の委員として、 覧がいのある方をお願いするなど、 いが一体となり条例がより身近となるよう進めていきたいと考えています。

人々の意識を変えることは容易ではありません。様々な場面で声を聞き、どのようなことが求められ、実践していくのか、この条例を活かしていくのは、 制定したこれからが大切なことと考えています。

# こともの権利に関する条例と共に

この条例においても、子どもを保護の対象ではなく、権利の主体と位置づけ、まちづくりのパートナーとして情報の共有、様々な形での参加、声を聞くことが重要ポイントであることを経験しています。

たちが大人を刺激する結果が表れています。

うどもと大人は平等であり、子どものことを理解し、人権を尊重し、権利は ちたられるものではなく生まれつき備わっていることなど、「奈井江町おもいや りの障がい福祉条例」と同様の考え方です。

#### おわりに

この条例は、町のスタンスを示すものです。

障がいのある人は、暮らしづらさを日々感じて生活し、その要因は多種多様であります。

障がいのある人が暮らしやすい町は、私たちにとっても暮らしやすい町だと考えています。

障がいと、どのように接して行くべきなのか、障がいのある人を孤立させないためにも、分け隔てなく暮らすためにも、ある意味、私たち「障がいのない人」のための条例でもあります。

## 【問い合わせ先】

まいえちょうゃくば ほけんふくし かふくしがかり 奈井江町役場 保健福祉 課福祉係

〒079-0392

ほっかいどうそらちぐんないえちょうあざな い え ばんち 北海道空知郡奈井汀町字奈井汀11番地

TEL 0125-65-2119

FAX 0125-65-2809

e-mail fukushi@town.naie.lg.jp